○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、文部科学省、令第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十二条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令

水銀等の貯蔵に関する省令（平成二十七年総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、財務省、農林水産省、防衛省、文部科学省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式（別紙2を除く。）中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第七条第一項の規定に基づき、石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令の一部を改正する省令

石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第三号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項並びに第五条第一項及び第二項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉